別記様式第２号（第６条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

（一財）栃木県交通安全協会長　殿

申請者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

**確　　認　　書**

私は、令和　　年　　月　　日付けをもって、「一般財団法人栃木県交通安全協会交通事故入院見舞金要綱」に基づき入院見舞金の申請をしましたが、申請に基づく交通事故は、下記記載の要綱第３条に定める交通事故であり、要綱第４条に定める交通事故ではないことを確認しました。

１　要綱第３条（対象となる交通事故）

　　　見舞金給付の対象となる交通事故は、道路交通法（以下「法」という。）第２条第１項第９号に定める自動車を運転又は同乗中（バス、タクシー、その他送迎用自動車乗客等を除く。）若しくは同項第１０号の原動機付自転車、第１１号の２の自転車を運転中並びに歩行中であって、次の各号に掲げる事

項のいずれにも該当する場合を対象とします。

1. 見舞金の給付を受けようとする者が会員であること
2. 日本国内で発生した交通事故で、かつ、交通事故証明書が発行される交通事故であること
3. 当該交通事故を原因とする負傷を治療するため、３０日以上継続して入院したものであること
4. 法第７１条の３第１項及び第２項に定める座席ベルト装着又は第７１条の４第１項及び第２項に定める乗車用ヘルメットをかぶっていること

　□いずれの項目にも該当します。

２　要綱第４条（除外となる交通事故）

　　　前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する交通事故等の場合には、見舞金を給付しないものとする。

1. 故意（危険運転致死傷罪を含む。）によるもの
2. 自殺行為又は犯罪行為による交通事故
3. 無免許運転、飲酒運転、過労運転又は覚せい剤等薬物が影響する運転による交通事故
4. 無車検、無保険車両の運転によるもの
5. 自動車等の競技、競争、興行、訓練又は試運転中及び不法行為に伴う交通事故
6. 地震、津波等自然災害が起因するもの
7. 脳疾患、疾病又は心身喪失による交通事故
8. 頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）又は腰痛等で「他覚症状」のない入院
9. 虚偽の事実による不正な申請

　□いずれの項目にも該当しません

※□にレ点でチェックして下さい。